

老人福祉法施行規則

(昭和38年厚生省令第28号) (抄)

| 改 正 案 | 現 行 |
|---|--|
| <p>(養護老人ホーム又は特別養護老人ホームの設置の届出)</p> <p>第二条 法第十五条第三項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。</p> <p>一～四 (略)</p> <p>五 特別養護老人ホームを設置しようとする者にあつては、次に掲げる事項</p> <p>イ 特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第四十六号。以下「基準」という。）<u>第七条、第三十四条又は第四十五条</u>に規定する施設の運営についての重要事項に関する規程</p> <p>ロ・ハ (略)</p> <p>ニ <u>基準第二十七条第一項（基準第四十二条又は第五十三条において準用する場合を含む。）</u>に規定する協力病院の名称及び診療科名並びに当該協力病院との契約の内容（<u>基準第二十七条第二項（基準第四十二条又は第五十三条において準用する場合を含む。）</u>に規定する協力歯科医療機関があるときは、その名称及び当該協力歯科医療機関との契約の内容を含む。）</p> <p>六・七 (略)</p> <p>2 (略)</p> | <p>(養護老人ホーム又は特別養護老人ホームの設置の届出)</p> <p>第二条 法第十五条第三項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。</p> <p>一～四 (略)</p> <p>五 特別養護老人ホームを設置しようとする者にあつては、次に掲げる事項</p> <p>イ 特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第四十六号）<u>第七条</u>に規定する施設の運営についての重要事項に関する規程</p> <p>ロ・ハ (略)</p> <p>ニ <u>特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準第二十七条第一項</u>に規定する協力病院の名称及び診療科名並びに当該協力病院との契約の内容（<u>同条第二項</u>に規定する協力歯科医療機関があるときは、その名称及び当該協力歯科医療機関との契約の内容を含む。）</p> <p>六・七 (略)</p> <p>2 (略)</p> |

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、平成十五年四月一日から施行する。